

消費生活 トラブル

知らない業者から突然「〇日に海産物を代金引き換えで送るので、2万円準備しておくように」と電話がかかってきた。注文していないと伝えたが、相手は「確かに注文を受けている。受け取らなければ裁判になる」と主張してきた。「要りません」ときっぱり断ったが「とにかく送る」と強い口調で言われ、一方的に電話を切られてしまった。本当に商品が送られてきたらどうすればよいか。

今月の相談



海産物の電話勧誘トラブル

曾於市消費生活弁護士 相談会のお知らせ

日程 7月8日(水)
時間 午前10時～正午
場所 市役所本庁南棟
2階 多目的室②
定員 4名
相談時間 1人30分
※相談無料。事前申込み順です

その3	その2	その1
万一断り切れずに契約してしまった場合でも電話勧誘販売の場合は、契約書面を受け取った日を含め8日以内であればクーリング・オフすることができず、早急に消費生活センターにご相談ください。	断ったにもかかわらず一方的に商品が届いた場合は、送り主の名称や所在地をメモするなどして事業者の情報を探してから、受け取り拒否し、代金を払わないようにしましょう。	電話勧誘で海産物の購入をしつこく迫られたり、断ったのに送られてきたなどの相談が寄せられています。

お問い合わせ

消費生活センター ☎ 0986-76-8823 困った時は、早めに消費生活センターにご相談ください。

私たちの 体操教室

大隅町 西鍋ファイト体操教室



令和6年5月に体操教室を始めてから2年が経ちました。自慢は、開所当時から全員が皆勤賞で続けていることです!! 週1回集まり、世間話をしながら体操をする時間が楽しみで、毎週この日を心待ちにしています。介護予防のために、これからも体操をコツコツと長く続けていくことが目標です。



春田 ヒロ子さん

明るく頼もしいみんなのリーダーヒロ子さん。自宅でも家事をしながら、ながら体操や筋トレに取り組んで、体力づくりをしています。

お問い合わせ

福祉介護課 地域・高齢者支援係 ☎ 0986-76-8807